

令和7年度飯豊町中小企業緊急金融対策保証料補給制度要綱

(目的)

第1条 町長は、本町産業の振興と中小企業者の経営の安定に資するため緊急的な金融対策として、飯豊町補助金等の適正化に関する規則（昭和53年規則第3号）及びこの要綱の定めるところにより予算の範囲内で保証料補給金を交付する。

(保証料補給の対象者)

第2条 町長は、次の要件を満たす中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項の認定を受けた特定中小企業者で、セーフティネット保証（4号・5号）制度を利用して資金の融資を受けた者（以下「対象者」という。）を保証料補給の対象とする。

- (1) 町税を完納している者
- (2) 本町に在住する者又は町内に主たる事業所等を有する者
- (3) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに融資の実行を受けた者

(保証料補給要件及び対象区分)

第3条 保証料補給の要件は次のとおりとする。

- (1) 資金使途 設備資金及び運転資金
- (2) 保証料補給対象保証限度額 1対象者につき年500万円以内
- (3) 保証料補給額 別表1のとおりとする
- (4) 保証料補給対象区分 別表2のとおりとする

(取扱金融機関)

第4条 取扱金融機関は、対象者に資金の融資を実行した金融機関とする。

(保証料補給金の認定申請)

第5条 保証料補給金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、飯豊町中小企業緊急金融対策保証料補給制度保証料補給金認定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書以外に必要なと認める書類の添付を求めることができる。

3 申請は、信用保証の決定を受けた後、速やかに行わなければならない。

(保証料補給の認定)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、認定の可否を決定し、飯豊町中小企業緊急金融対策保証料補給制度保証料補給金認定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 保証料補給の認定の通知を受けた申請者が認定申請を取り下げる場合は、町長に申出なければならない。

(保証料補給金の交付申請)

第7条 前条の認定を受け保証料補給金の交付を申請しようとする者は、補給期間の属する年度の年度末までに飯豊町中小企業緊急金融対策保証料補給制度保証料補給金交付申請書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 飯豊町中小企業緊急金融対策保証料補給制度に係る支払状況証明書（別紙）
- (2) その他町長が必要と認める書類

(保証料補給金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による保証料補給金の交付申請があったときは、当該申請に係る審査を行い、保証料補給金を交付すべきものと認めた場合は、保証料補給金の交付決定を行い、規則第8条の規定により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、交付申請に係る事項について修正又は条件を附すことができ、その内容及び条件を添えて申請者に通知するものとする。

(保証料補給金の支払い)

第9条 保証料補給金は年1回の支払いとし、申請者からの請求により支払うものとする。

(保証料補給の打ち切り等)

第10条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、保証料補給を中止又は打ち切ることができる。

- (1) 保証料補給期間中、保証料の支払いが滞納したとき。
- (2) 保証料補給期間中、倒産、廃業等の理由により、支払いが不可能となったとき。
- (3) 保証料補給期間中、転出等により第2条第1項第2号の要件を満たさなくなったとき。
- (4) その他この要綱にあきらかに違反すると認められるとき。
- (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

飯豊町中小企業緊急金融対策保証料補給制度保証料補給額算出方法

		算出方法
保証期間	36ヶ月（3年）以上	保証金額又は限度額のどちらか少ない額の対象者が負担すべき保証料総額相当額に36／保証期間（月数）を乗じた額
	36ヶ月（3年）未満	保証金額又は限度額のどちらか少ない額の対象者が負担すべき保証料総額

別表2（第3条関係）

飯豊町中小企業緊急金融対策保証料補給制度保証料補給対象区分

			県資金利用あり	県資金利用なし
保証制度	セーフティネット保証	4号	対象外	対象
		5号	対象外	対象